



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

News Release

総合企画部 広報グループ

〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1

新宿パークタワー29階

URL : <https://www.giroj.or.jp/>

2026年6月23日

自動車保険参考純率 届出のご案内

損害保険料率算出機構【略称：損保料率機構、理事長：早川眞一郎】は、「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）第9条第1項後段の規定に基づき、自動車保険参考純率の変更に関する届出を、2026年6月23日付で金融庁長官に行いました。

詳細は別紙をご参照ください。

－ 本件のお問い合わせ先 －
損害保険料率算出機構
総合企画部広報グループ
E-mail : contact@mx.giroj.or.jp

【自動車保険】参考純率届出のご案内

(2026年6月23日金融庁長官への届出)

損害保険料率算出機構は、このたび、金融庁長官に対して自動車保険の参考純率の変更にかかる届出を行いましたので、その概要をご案内いたします（参考純率の仕組みや実際の保険料との関係については6頁をご覧ください）。本届出の内容については、損害保険料率算出団体に関する法律に基づき、金融庁による適合性審査が行われます。同審査が終了しましたら、あらためて当機構のウェブサイトでお知らせいたします。

1. 届出の概要・背景等

(1) 自動車保険の参考純率水準を平均 14.4%の引上げ

(2) 運転者の運行特性を保険料に反映する料率区分を新設 (安全運転を行うことで保険料の割引を可能とするもの)

【以下の点にご注意ください】

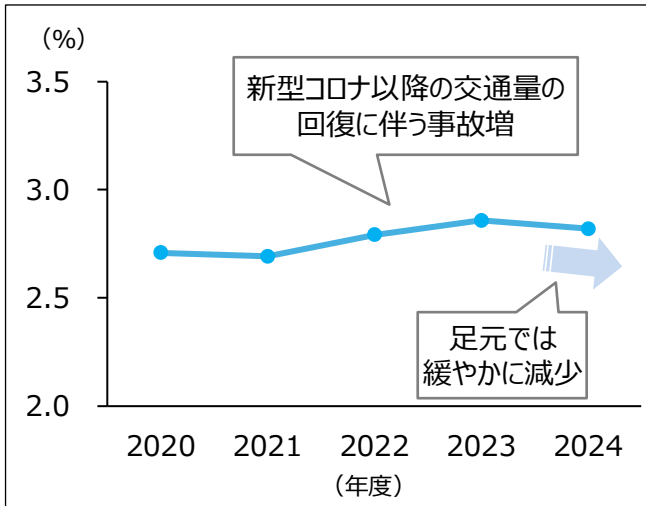
- ◇ 各保険会社が実際に販売する自動車保険では、以下の理由から、参考純率の改定内容（改定率や割増引率、料率区分など）とは異なる場合があります（6頁参照）。
 - ・純保険料率は、保険会社が自社の収支状況やリスク実態等をもとに、独自の内容やタイミング・頻度で改定を行っているケースがある。
 - ・付加保険料率は、当機構で算出しておらず各保険会社が決定している。
- ◇ 上記改定率は、自動車の使用地域が沖縄県以外のセット契約のすべての契約条件（用途・車種、補償内容等）の平均改定率であり、契約条件ごとの改定率は異なります。
- ◇ 今回の届出では、上記の改定以外にも、既存の料率区分内の較差（割増引率等）を直近のリスク実態に基づき見直しています。

(1) 自動車保険の参考純率水準の見直し（平均 14.4%の引上げ）

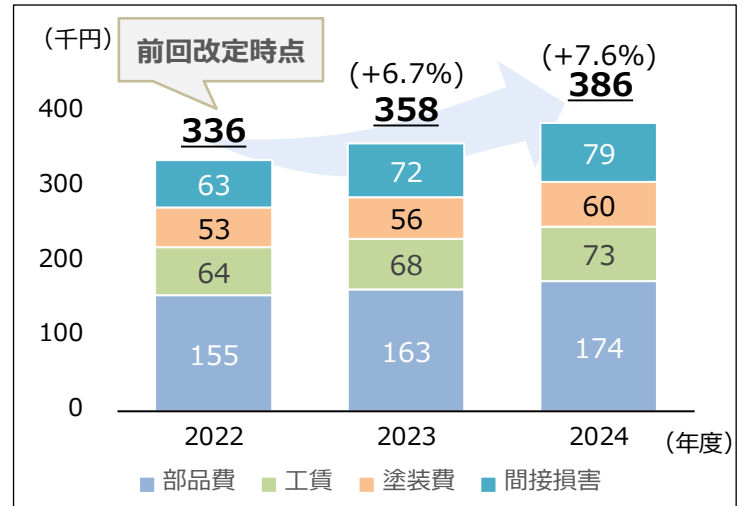
事故率は、新型コロナ以降に交通量が回復したことに伴う増加が見られましたが、足元ではこれがいったん落ち着き、AEB（衝突被害軽減ブレーキ）等の先進安全技術の普及を背景に緩やかに減少しています（図1）。

他方、対物賠償責任保険および車両保険における1件あたりの支払保険金（保険金単価）は年々上昇してきており、事故率の減少を上回る結果となっています。その傾向は今後も続くことが見込まれますが、背景には、急激な物価上昇、高性能部品の普及による部品の高額化、工賃単価の上昇、修理期間の長期化による間接損害（代車料等）の増加といった要因があります（図2）。

以上の結果、自動車保険の参考純率水準（2027年1月以降に保険始期を有する契約を想定）は、平均14.4%の引上げが必要となりました。

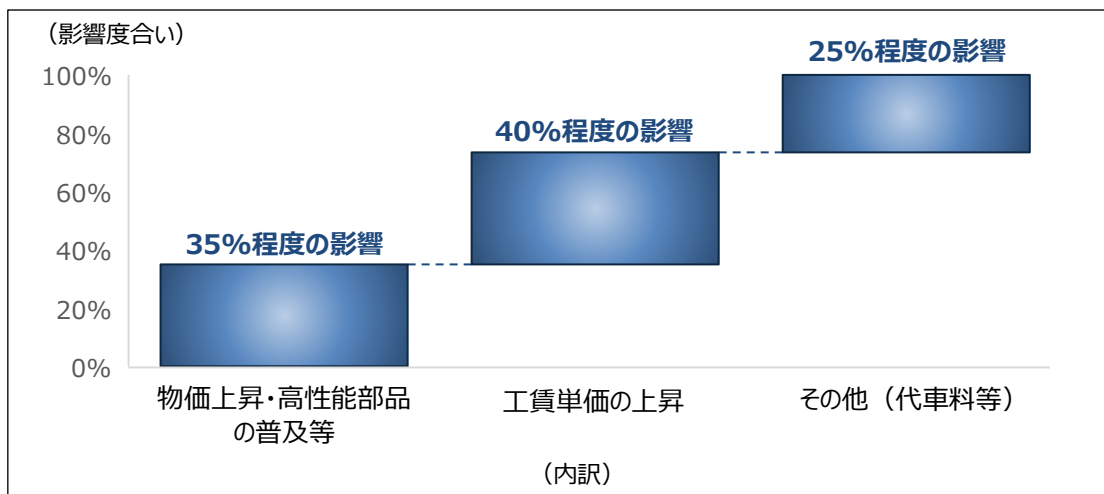


(図1) 事故率の推移 (例：対物賠償責任保険)



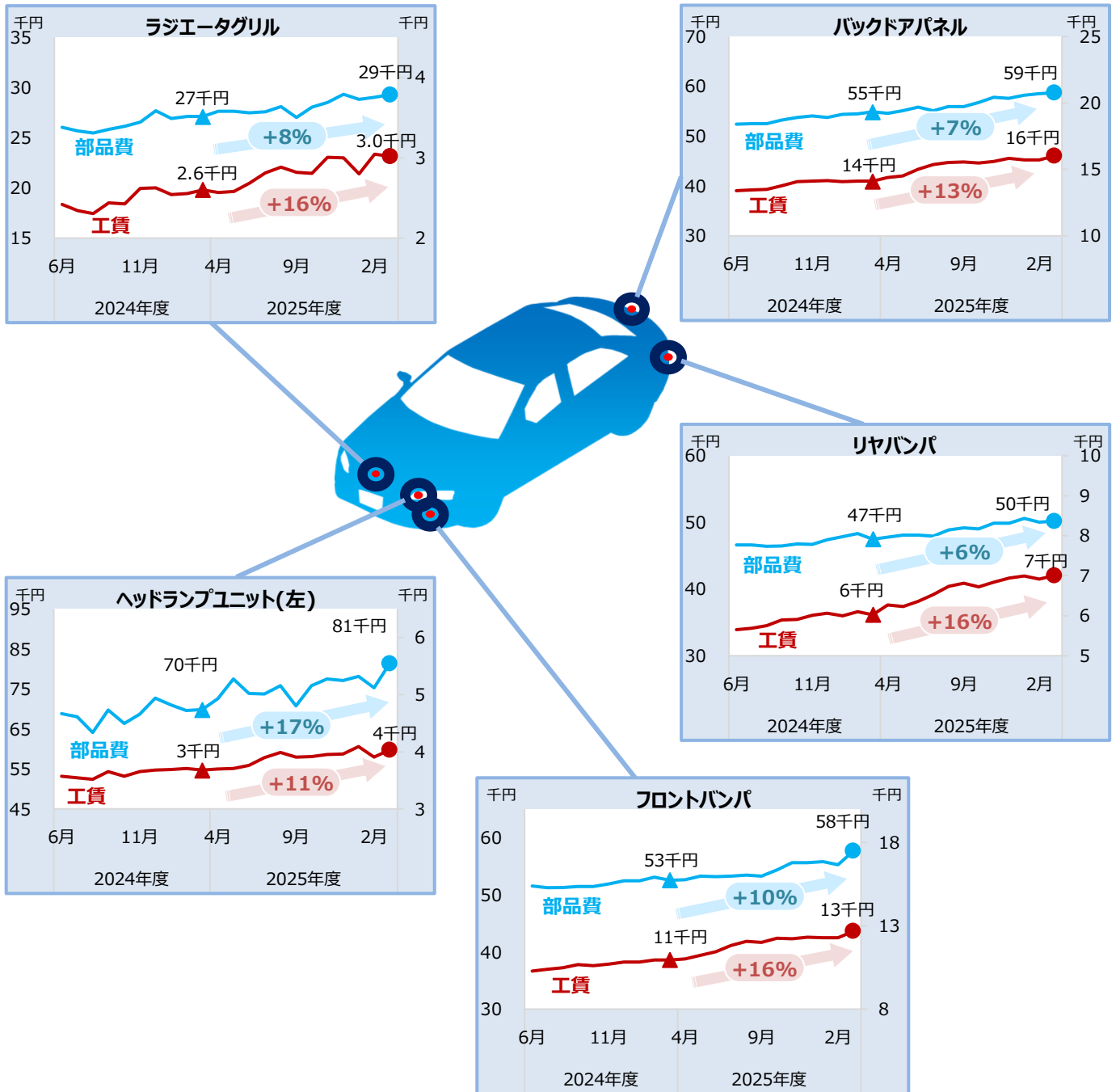
(図2) 費目別修理費の推移 (例：対物賠償責任保険)

なお、対物賠償責任保険における保険金単価上昇に関する要因の内訳とその影響度合い（寄与率）は、図3のとおりです。



(図3) 保険金単価上昇に関する要因の内訳とその影響度合い (例：対物賠償責任保険)

また、損害を受けた部品別に見た修理費見積りの直近動向は、図4のとおりです。



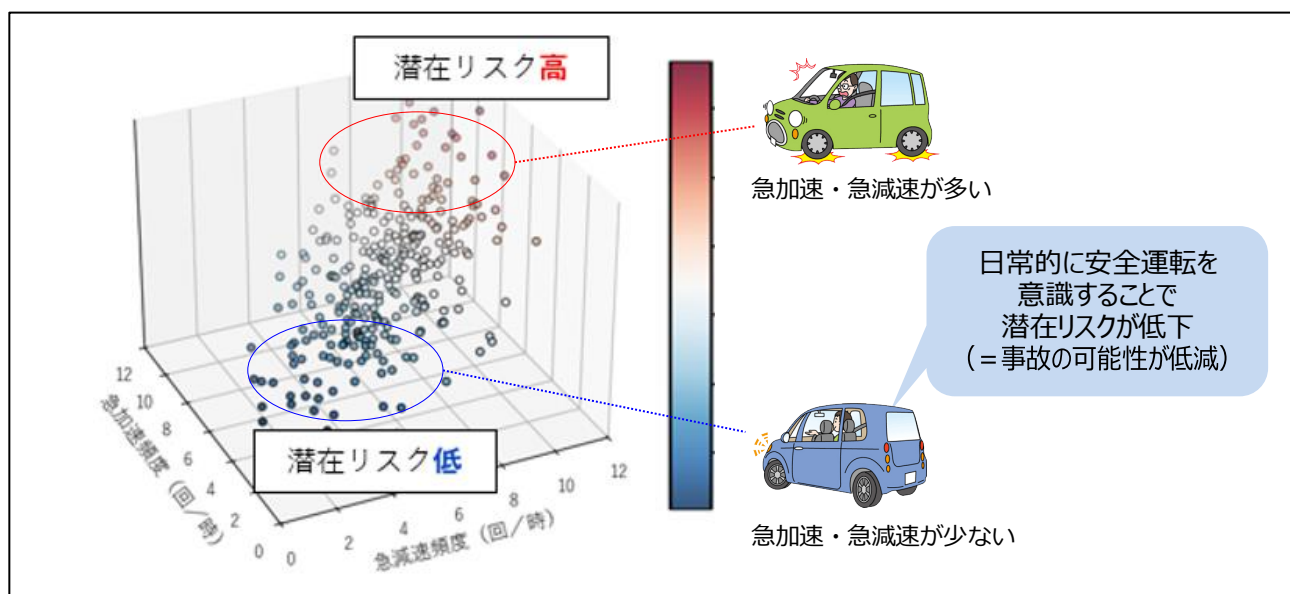
(出典) コグニビジョン社「cogniSEVEN+」にて対物賠償責任保険の修理見積りデータを集計したもの

- ・ グラフの左軸は部品費、右軸は工賃を表す
- ・ 「部品費」は取替時の部品費の各月平均値
- ・ 「工賃」は取替・分解調整にかかる工賃の各月平均値
- ・ ▲は2025年3月、●は2026年3月の値で、%はその間の増加率

(図4) 部品別の修理費見積りの直近動向(例: 対物賠償責任保険)

(2) 運転者の運行特性区分の新設

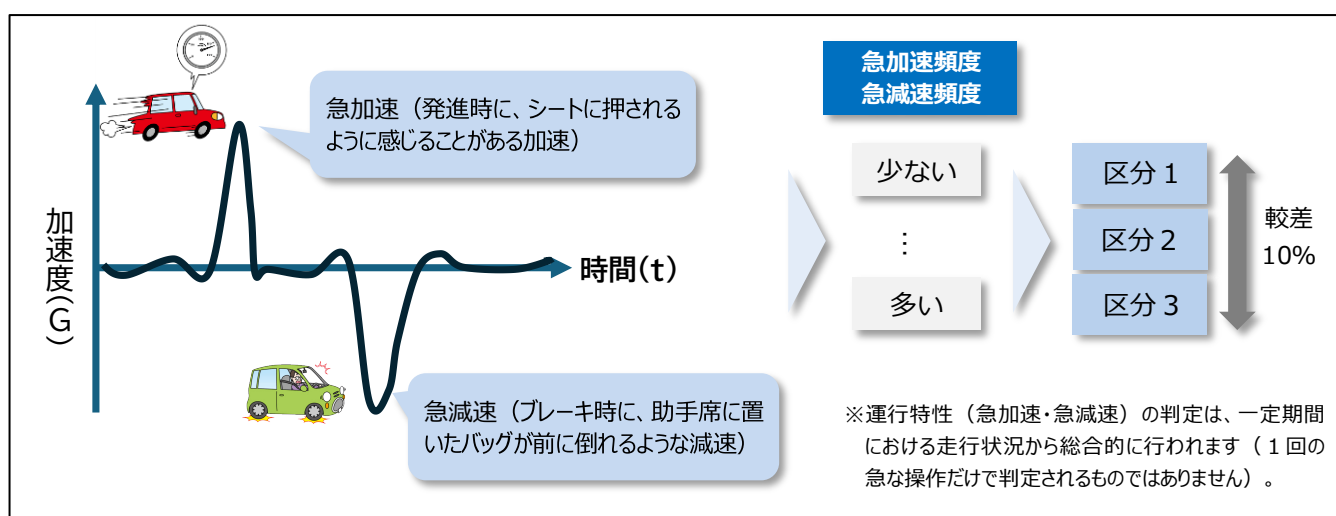
近年、自動車の走行データを記録・送信できるドライブレコーダー等の普及により、急加速や急減速といった運転者の運行特性を把握することが可能となりました。これら走行データと保険データを組み合わせて分析を行った結果、運転中の急加速や急減速が少ないほど、事故のリスクが低いことがわかりました(図5)。



(図5) 急加速頻度・急減速頻度と潜在リスクの関係

以上の分析結果を踏まえ、運行特性に応じて保険料較差を設ける新たな料率区分を設けました。本制度の普及が進むことで、社会全体で安全運転を意識し、交通事故が減少していくことに繋がることが期待できます。

新設する料率区分は、1～3の3区分(“1”が最もリスクが低く保険料が安価)で、自動車に搭載されたドライブレコーダー等で測定した急加速・急減速の頻度に基づき保険料を決定します。安全運転を行うことで保険料が安くなります(図6)。



(図6) 急加速・急減速の頻度から保険料区分判定までの流れ(イメージ)

2. 改定率の例

代表的な用途・車種における契約例の改定率は、下表のとおりです。

なお、保険契約者が実際に支払う保険料の改定内容は保険会社ごとに異なります。

契約例※	用途・車種	改定率
・対人賠償責任保険 ・対物賠償責任保険 ・人身傷害保険 ・車両保険 のセット契約	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	+ 17.2%
	自家用軽四輪乗用車	+ 17.5%
上記から車両保険を除いた セット契約	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	+ 16.4%
	自家用軽四輪乗用車	+ 15.8%

※【契約条件】自家用普通乗用車・自家用小型乗用車

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 記名被保険者（年齢）・年齢条件
個人（45歳）・26歳以上補償 | <input type="checkbox"/> 運行特性区分：車両走行データなし（現行区分なし） |
| <input type="checkbox"/> 型式別料率クラス | <input type="checkbox"/> 保険金額・免責金額 |
| ・対人賠償責任保険：7 | ・対人賠償責任保険：無制限 |
| ・対物賠償責任保険：7 | ・対物賠償責任保険：無制限（免責金額なし） |
| ・人身傷害保険：7 | ・人身傷害保険：3,000万円 |
| ・車両保険：7 | ・車両保険：200万円（免責金額なし）
オールリスク補償 |
| <input type="checkbox"/> ASV 割引 ^(注) ：割引なし | <input type="checkbox"/> ノンフリート等級：20等級（無事故係数適用） |
| <input type="checkbox"/> 初度登録後経過期間に応じた割引
：割引なし | <input type="checkbox"/> 運転者限定：限定なし |
| | <input type="checkbox"/> 自動車の使用地域：沖縄県以外 |

【契約条件】自家用軽四輪乗用車

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 記名被保険者（年齢）・年齢条件
個人（45歳）・26歳以上補償 | <input type="checkbox"/> 運行特性区分：車両走行データなし（現行区分なし） |
| <input type="checkbox"/> 型式別料率クラス | <input type="checkbox"/> 保険金額・免責金額 |
| ・対人賠償責任保険：4 | ・対人賠償責任保険：無制限 |
| ・対物賠償責任保険：4 | ・対物賠償責任保険：無制限（免責金額なし） |
| ・人身傷害保険：4 | ・人身傷害保険：3,000万円 |
| ・車両保険：4 | ・車両保険：100万円（免責金額なし）
オールリスク補償 |
| <input type="checkbox"/> ASV 割引 ^(注) ：割引なし | <input type="checkbox"/> ノンフリート等級：20等級（無事故係数適用） |
| <input type="checkbox"/> 初度検査後経過期間に応じた割引
：割引なし | <input type="checkbox"/> 運転者限定：限定なし |
| | <input type="checkbox"/> 自動車の使用地域：沖縄県以外 |

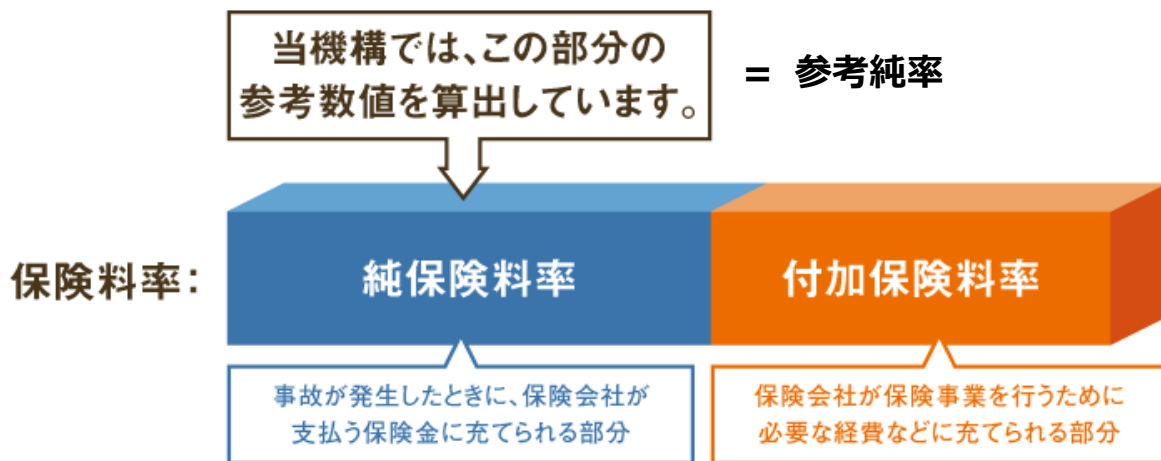
(注) 契約車両が発売後約3年以内の型式で衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の装着がある場合に9%を割り引くものです。

<参考純率とは>

保険料率は純保険料率（保険会社が支払う保険金に充てられる部分）と付加保険料率（保険会社の経費等に充てられる部分）で構成されます。当機構では純保険料率の参考数値として「参考純率」を統計等に基づき算出し、会員である保険会社に提供しています。

当機構の会員となっている保険会社では、参考純率をそのまま使用することができる一方、自社の商品設計等に応じて修正して使用することもできます（参考純率は使用義務のない参考数値であるため、これを用いずに保険会社独自に純保険料率を算出することもできます）。純保険料率に保険会社が独自に算出した付加保険料率を加えたものが、契約者が負担する保険料率となります。そのため、参考純率の改定率等と実際の保険会社が販売する保険商品の改定率等は異なります。

当機構で行う改定内容を採用するか否かは各保険会社が判断します。したがって、最終的な保険料は各保険会社の判断で決定される点にご留意ください。また、販売時期についても保険会社が決定します。



<損害保険料率算出機構とは>

損害保険料率算出機構は、損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された非営利の民間の法人であり、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務は以下の3つです。

保険料率の算出・提供	自賠償保険（共済）の損害調査	データバンク
「合理的、妥当、不当に差別的でない」という原則に基づき、参考純率および基準料率を算出し、会員である保険会社に提供しています。	「公正・迅速・親切」をモットーに、自賠償保険（共済）の損害調査を行っています。	各種保険に関する大量のデータを集計し、保険会社等に提供しています。また、消費者向けの刊行物やデータを公表しています。